

所得税と市・県民税の申告が始まります

問 [所得税や確定申告など] 刈谷税務署 ☎ 21-6211
[市・県民税申告] 税務課市民税係 ☎ 95-9878

所得税の申告（確定申告）とは

毎年1月1日～12月31日の所得と、それに対する所得税を計算し、申告期限までに申告・納税する手続きです。確定申告の受付は刈谷税務署です。ただし、以下の日程に限り市・県民税申告とともに市役所などでも受け付けます。

市・県民税の申告とは

前年の所得に対する市・県民税（住民税）を計算するための申告です。確定申告をする人は市・県民税の申告の必要はありません。

- ・申告が必要な人が申告をしなかった場合、税額を一度に納めなくてはいけないことがあります。
- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、各種手当、保育料などは申告した所得などを基に計算しています。無収入であっても申告をしないと、国民健康保険では軽減・減免制度が受けられない場合があります。また、保険料や保育料が正しく計算されなかったり、各種手当が制限される場合があります。

刈谷税務署で申告してください

（市役所で受け付けできない確定申告）

- ①営業、農業、不動産、利子、土地や株式などの譲渡所得、退職所得など（分離申告や損失申告を含む）
 - ②暗号資産（仮想通貨）に係る雑所得
 - ③過年度分申告
 - ④確定申告で住宅借入金等特別控除の適用を受ける人
 - ⑤個人事業者の消費税及び地方消費税を申告する人
 - ⑥贈与税を申告する人
 - ⑦総合課税の譲渡所得
 - ⑧外国税額控除
 - ⑨申告分離課税の譲渡・配当所得
- ※税務課に設置している投かん箱への提出は可能です。

確定申告関係書類の設置

1月10日(金)から市役所税務課窓口を設置します。なお、電子申告の普及に伴い、紙書類の部数は僅かです。

市内申告会場での確定申告と市・県民税の申告日程

※以下期間は市役所税務課窓口では申告できません。
以下期間後は市・県民税の申告のみ市役所税務課窓口で受付します。

とき	相談時間・対象地区		ところ
	9時～12時 (11時30分受付終了)	13時～15時30分 (15時受付終了)	
1月30日(木)、31日(金)	西端地区		農業者コミュニティセンター
2月5日(水)、6日(木)	大浜地区		南部市民プラザ ^a
2月17日(月)～20日(木)	棚尾地区	中央地区	市役所2階 会議室4・5
2月21日(金)、25日(火)～27日(木)	旭地区	新川地区	
2月28日(金)、3月3日(月)	大浜地区	西端地区	
3月4日(火)～7日(金)	新川地区	旭地区	
3月10日(月)～13日(木)	中央地区	棚尾地区	
3月14日(金)、17日(月)	西端地区	大浜地区	

市内申告会場を利用する際の注意点

▼持ち物 ※その他申告に必要な書類は持参してください。不備・不足のないように準備してください。

共通	マイナンバーカード又は通知カード（通知カードの場合は運転免許証などの本人確認書類も必要）
	確定申告のお知らせはがき、封書（税務署から郵送された人のみ）
	金融機関の口座番号が分かるもの（所得税の還付を受ける人のみ）
所得が分かるもの	源泉徴収票（給与・年金）、収支内訳書（事業、不動産など）※収支内訳書が未完成の場合は受付不可
	年金・満期保険金支払い証明書（税務申告用）、シルバーなどの雑収入が分かるもの
控除に関するもの	社会保険料の払込証明書又は領収書、国民年金保険料の控除証明書又は領収書
	生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書
	医療費控除の明細書、医療費のお知らせ、障害者手帳、障害者控除対象者認定書
	寄附金の受領書、寄附金控除に関する証明書など（ワンストップ特例を申請した人も対象）

▼医療費控除申告時の注意点

- ①医療費控除を申告するためには医療費の領収書の提出の代わりに、医療費控除の明細書の添付が必要です。
- ②申告受付会場には、医療費控除の明細書を作成する場所を設けていません。**必ず来場前に作成して持参してください。作成できていない場合、医療費控除の申告は受付できません。**
- ③医療保険者から交付を受けた医療費通知（健康保険組合のお知らせなど）を添付すると、明細書の記入を一部省略できます。
- ④医療費控除の明細書は国税庁のホームページよりダウンロードできます。



スタート

いいえ

はい

2024年中に収入がありましたか？

はい

主に給与

1か所からの
給与収入のみ

いいえ

いいえ

はし

いいえ はい

年金以外の
所得がある

年末調整している

はい



B

市外に住む親族の税法上の扶養になっている場合、市・県民税の申告が必要です。

A

はい

他の所得がない

A

- ・ 2 か所以上から給与収入があり、主たる給与以外の給与収入の合計額が20万円を超える場合は **A**、超えない場合は **B**
- ・ 給与以外の収入があり、その収入から経費を差し引いた所得の合計金額が20万円を超える場合は **A**、超えない場合は **B**

はい

年金以外の所得が

源泉徴収票に記載がない各種控除（扶養や医療費など）を追加したい

はい いいえ

判定結果 ※このフローチャートは目安です。内容によって申告方法が異なる場合があります。

Hekinan 2025.1

税理士による確定申告相談

時 2月17日(月)～3月17日(月)の平日9時30分～12時（11時30分受付終了）、13時～16時（15時30分受付終了）
 ※会場の混雑状況により受付を早めに終了する場合があります。

所 市役所 2階会議室2

対 ①2023年分の所得金額（青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額又は事業専従者控除額を控除する前の金額）が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者（年金受給者を除く）
 ②①の人で、消費税及び地方消費税の課税事業者である場合には、2022年分の課税売上高が3,000万円以下の人
 ③給与所得者及び年金受給者（譲渡所得がある者は除く）
 ※申告手続きには本人確認書類の写しの添付が必要です。

定 各7人（先着順） **申** 1月10日(金)～相談前日の平日9時～17時までに税務課市民税係（☎95-9878）へ電話

▼以下の人は利用できません

- ・収支内訳書又は青色申告決算書を作成していない人
- ・65万円の青色申告特別控除を受けようとする人
- ・譲渡所得（土地、建物及び株式などを売却）、山林所得又は贈与税の申告をする人
- ・住宅借入金等特別控除の適用を受ける人
- ・給与所得者及び年金受給者のうち、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人
- ・初めて消費税及び地方消費税の申告をする人のうち、申告書の作成に時間を要する人



刈谷税務署からのお知らせ

▼確定申告はe-Taxを利用しましょう！

確定申告は、スマートフォンとマイナンバーカードを利用して行うe-Tax（スマホ申告）をぜひ利用してください。2025年1月から事業所得や不動産所得、譲渡所得をはじめ、所得税の全てでスマホ申告ができます。



メリット

- ・確定申告期間中にいつでも、どこでも申告可能
- ・申告書類の取り寄せ、申告書の印刷、税務署への持参・郵送不要
- ・添付書類の提出不要（一部書類を除く）
- ・計算ミスがなく、書面申告より早期に還付を受けられます

マイナポータルと連携するとさらに便利に！

- ・医療費の領収書などの収集、集計不要
- ・以下の金額が自動入力され、入力の手間もミスもなくなります。

収入	控除
給与所得の源泉徴収票（※） 公的年金等の源泉徴収票 株式の特定口座年間取引報告書	医療費・ふるさと納税 生命保険・地震保険 国民年金保険料・国民年金基金掛金 iDeCo・小規模企業共済掛金 住宅ローン控除関係

※勤務先が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です。

▼刈谷税務署での確定申告日程

申告会場	刈谷税務署（刈谷市若松町一丁目46番地1 刈谷合同庁舎内）
開設期間	2月17日(月)～3月17日(月)の平日、3月2日(日) 9時～17時
その他	・公的年金受給者、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などの還付申告手続きを行う人は、2月17日(月)以前の平日でも確定申告の受付を行います。 ・1月6日(月)～3月17日(月)の平日に刈谷税務署で申告相談を行います。1月31日(金)までは電話による事前予約制です。2月3日(月)以降は入場整理券が必要です。入場整理券は刈谷税務署での当日配付又はLINEを使ったオンラインによる事前発行の2つの方法で配付します。

※確定申告書などを書面で提出される人は、名古屋国税局業務センター刈谷分室へ郵送（〒448-8522／住所記載不要）で提出してください。

医療費通知の発送

問 国保年金課国保係 ☎ 95-9891

国民健康保険加入者の1月、2月の発送日は右のとおりです。
医療費通知が届く前に医療費控除の申告をする場合は、医療費の領収書などで対応をお願いします。また、医療費通知の再発行はできません。

発送日	診療月
1月22日(水) (予定)	9・10月
2月19日(水) (予定)	11・12月

高額療養費支給分は差し引いて申告を

問 国保年金課国保係 ☎ 95-9891

高額療養費の支給があった人は、実際に支払った医療費の合計金額から高額療養費の支給分を差し引いて申告してください。

障害者控除

問 高齢介護課高齢福祉係 ☎ 95-9888

障害者控除・特別障害者控除は、障害者手帳を持っている場合のほか、要介護認定を受けている65歳以上の人で、これらの人と同程度の障害があるものとして福祉事務所長が認めた人も対象になります。

税の控除を受けるためには、障害者控除対象者認定書を添付して申告する必要があります。該当すると思われる人は相談してください。認定書を申請するには、窓口に来る人の本人確認書類を持参してください。対象者と別世帯の人が申請する場合は、委任状が必要です。

事前に認定書の郵送交付を申請した人には、1月下旬に認定書を送付します。



介護用おむつ代

問 高齢介護課介護保険係 ☎ 95-9889

傷病によりおおむね6か月以上ねたきりで医師の治療を受けている場合、おむつを使う必要があると認められる期間のおむつ代は医師が発行するおむつ使用証明書により医療費控除の対象となります。

なお、おむつ代について2024年分から初めて医療費控除を受ける人や医療費控除を受けるのが2年目以降の人で、要介護認定を受けている人は市の発行するおむつに関する主治医意見書記載事項確認書で医療費控除が申請できる場合がありますので相談してください。

申請するには窓口に来る人の本人確認書類を持参してください。

対象者と別世帯の人が申請する場合は委任状が必要です。



リフィル処方箋って？

問 国保年金課国保係 ☎ 95-9891

▼リフィル処方箋とは？

通常の処方箋は医師が決めた日数分の薬を一度だけ受け取ることができます。リフィル処方箋は、定められた期間内・回数内であれば、同じ処方箋を用いて医師の診察をせずに、薬局で繰り返し薬を受け取ることができます。

▼リフィル処方箋の特徴

リフィル処方箋の対象は、症状が安定していて、医師がリフィルによる処方が可能と認めた患者です。リフィル処方箋の総使用回数の上限は3回です。

※国の規制により、対象となる薬局が限定されています。投与量に制限がある薬（新薬や向精神薬など）や湿布薬など一部の薬はリフィル処方箋の対象外となります。その他、副作用の疑いがある場合や服薬状況を薬剤師が把握できない場合は、リフィル処方箋の中止や中断をする場合があります。リフィル処方箋の発行には医師の判断が必要のため、かかりつけ医師とよく相談してください。